

交通部航行安全課 標準文書保存期間基準

令和6年4月1日現在

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置
法令の制定又は改廃及びその経緯					
1 所管法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	①立案基礎文書	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針 基本計画 条約その他の国際約束 大臣指示 政務三役会議の決定 	20年	移管（当該業務を主管する場合に限る。以下同じ。）
		②立案の検討に関する審議会等文書	<ul style="list-style-type: none"> 開催経緯 諮問 議事の記録 配付資料 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 		
		③立案の検討に関する調査研究文書	<ul style="list-style-type: none"> 外国・自治体・民間企業の状況調査 関係団体・関係者のヒアリング 		
	(2)法律案の審査	法律案の審査の過程が記録された文書	<ul style="list-style-type: none"> 法制局提出資料 審査録 		
	(3)他の行政機関への協議	行政機関協議文書	<ul style="list-style-type: none"> 各省への協議案 各省からの質問 意見・各省からの質問・意見に対する回答 		
	(4)閣議	閣議を求めるときの決裁文書及び閣議に提出された文書	<ul style="list-style-type: none"> 5点セット（要綱、法律案、理由、新旧対照条文、参照条文） 閣議請議書 案件表 配付資料 		
	(5)国会審議	国会審議文書	<ul style="list-style-type: none"> 議員への説明 趣旨説明 想定問答 答弁書 国会審議録 内閣意見案 同案の閣議請議書 		
	(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> 官報の写し 公布裁可書（御署名原本） 		
(7)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書	②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書	<ul style="list-style-type: none"> 外国・自治体・民間企業の状況調査 関係団体・関係者のヒアリング 逐条解説 ガイドライン 訓令、通達又は告示 運用の手引 		

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置	
2 条約その他の国際約束の締結及びその経緯	(1)締結の検討	①外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）との交渉に関する文書及び解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書 ②他の行政機関の質問若しくは意見又はこれらに対する回答に関する文書その他の他の行政機関への連絡及び当該行政機関との調整に関する文書 ③条約案その他の国際約束の案の検討に関する調査研究文書及び解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書	<ul style="list-style-type: none"> ・交渉開始の契機 ・交渉方針 ・想定問答 ・逐条解説 ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答 	30年	移管（経済協力関係等で定型化し、重要性がないものは除く。）	
	(2)条約案の審査	条約案その他の国際約束の案の審査の過程が記録された文書	<ul style="list-style-type: none"> ・法制局提出資料 ・審査録 			
	(3)閣議	閣議を求めるとの決裁文書及び閣議に提出された文書	<ul style="list-style-type: none"> ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料 			20年（保存期間満了時の措置を廃棄の措置と定めた文書（経済協力関係等で定型化し、重要性がないもの）については30年）
	(4)国会審議	国会審議文書	<ul style="list-style-type: none"> ・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録 			
	(5)締結	条約書、批准書その他これらに類する文書	<ul style="list-style-type: none"> ・条約書・署名本書 ・調印書 ・批准・受諾書 ・批准書の寄託に関する文書 			
	(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> ・官報の写し ・公布裁可書（御署名原本） 			
3 政令の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	①立案基礎文書 ②立案の検討に関する審議会等文書 ③立案の検討に関する調査研究文書	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング 	20年	移管	
	(2)政令案の審査	政令案の審査の過程が記録された文書	<ul style="list-style-type: none"> ・法制局提出資料 ・審査録 			

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置	
	(3)意見公募手続	意見公募手続文書	<ul style="list-style-type: none"> ・政令案 ・趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由 			
	(4)他の行政機関への協議	行政機関協議文書	<ul style="list-style-type: none"> ・各省への協議案 ・各省からの質問 ・意見・各省からの質問・意見に対する回答 			
	(5)閣議	閣議を求めるとの決裁文書及び閣議に提出された文書	<ul style="list-style-type: none"> ・5点セット（要綱、政令案、理由、新旧対照条文、参照条文） ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料 			
	(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> ・官報の写し ・公布裁可書（御署名原本） 			
	(7)解釈又は運用の基準の設定	<ul style="list-style-type: none"> ①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書 ②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引 			
4	内閣官房令、内閣府令、省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	<ul style="list-style-type: none"> ①立案基礎文書 ②立案の検討に関する審議会等文書 ③立案の検討に関する調査研究文書 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング 	20年	移管
		(2)意見公募手続	意見公募手続文書	<ul style="list-style-type: none"> ・官房令案・府令案・省令案・規則案 ・趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由 		
		(3)制定又は改廃	内閣官房令、内閣府令、省令その他の規則の制定又は改廃のための決裁文書	<ul style="list-style-type: none"> ・官房令案・府令案・省令案・規則案 ・理由、新旧対照条文、参照条文 		
	(4)官報公示	官報公示に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> ・官報の写し 			
	(5)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書	<ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング 			

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置
		②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書	<ul style="list-style-type: none"> ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引 		
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯					
5	閣議の決定又は了解及びその経緯	<p>(1)予算に関する閣議の求め及び予算の国会提出その他の重要な経緯</p> <p>(2)決算に関する閣議の求め及び決算の国会提出その他の重要な経緯</p> <p>(3)質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯</p> <p>(4)基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯（1の項から4の項まで及び5の項(1)から(3)までに掲げるものを除く。）</p>	<p>①閣議を求めするための決裁文書及び閣議に提出された文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歳入歳出概算 ・予算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） ・概算要求基準等 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料 <p>②予算その他国会に提出された文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） ・予算参考資料 <p>①閣議を求めための決裁文書及び閣議に提出された文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） ・調書 ・予備費使用書 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料 <p>②決算に関し、会計検査院に送付した文書及びその検査を経た文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） （※会計検査院保有のものを除く。） <p>③歳入歳出決算その他国会に提出された文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） <p>①答弁の案の作成の過程が記録された文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法制局提出資料 ・審査録 <p>②閣議を求めするための決裁文書及び閣議に提出された文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・答弁案 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料 <p>③答弁が記録された文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・答弁書 <p>①立案基礎文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 <p>②立案の検討に関する審議会等文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 	20年	移管

事項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置
			③立案の検討に関する調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・任意パブコメ		
			④行政機関協議文書	・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答		
			⑤閣議を求めるとの決裁文書及び閣議に提出された文書	・基本方針案 ・基本計画案 ・白書案 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料		
6	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①会議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書 ②会議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書 ③会議の決定又は了解に係る案の検討に関する行政機関協議文書 ④会議に検討のための資料として提出された文書及び会議（国務大臣を構成員とする会議に限る。）の議事が記録された文書 ⑤会議の決定又は了解の内容が記録された文書	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答 ・配付資料 ・議事の記録 ・決定 ・了解文書	10年	移管
7	省議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	省議の決定又は了解に関する立案の検討その他の重要な経緯	①省議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書 ②省議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書 ③省議に検討のための資料として提出された文書及び省議（国務大臣を構成員とする省議に限る。）の議事が記録された文書 ④省議の決定又は了解の内容が記録された文書	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・配付資料 ・議事の記録 ・決定・了解文書	10年	移管
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯						
8	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①申合せに係る案の立案基礎文書	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示	10年	移管

事項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置
			②申合せに係る案の検討に関する調査研究文書 ③申合せに係る案の検討に関する行政機関協議文書 ④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書 ⑤申合せの内容が記録された文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答 ・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料 ・申合せ		
9	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	①立案基礎文書 ②立案の検討に関する審議会等文書 ③立案の検討に関する調査研究文書 ④基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書 ⑤基準を他の行政機関に通知した文書	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・基準案 ・通知	10年	移管
10	地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	①立案基礎文書 ②立案の検討に関する審議会等文書 ③立案の検討に関する調査研究文書 ④基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書 ⑤基準を地方公共団体に通知した文書	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・基準案 ・通知	10年	移管

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯					
11 個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	①立案の検討に関する審議会等文書	<ul style="list-style-type: none"> 開催経緯 諮問 議事の記録 配付資料 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 	10年	移管
		②立案の検討に関する調査研究文書	<ul style="list-style-type: none"> 外国・自治体・民間企業の状況調査 関係団体・関係者のヒアリング 		
		③意見公募手続文書	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準案・処分基準案・行政指導指針案 意見公募要領 提出意見 提出意見を考慮した結果及びその理由 		
		④行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準及び同号ニの行政指導指針を定めるための決裁文書 ⑤行政手続法第6条の標準的な期間を定めるための決裁文書	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準案・処分基準案・行政指導指針案 標準処理期間案 		
(2)行政手続法第2条第3号の許認可等（以下「許認可等」という。）に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書	<ul style="list-style-type: none"> 審査案 理由 	10年（国立公文書館への移管の措置をとるべきことを定めたものに限る。）又は許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	以下について移管（それ以外は廃棄。以下同じ。） ・国籍に関するもの	
	(3)行政手続法第2条第4号の不利益処分（以下「不利益処分」という。）に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	<ul style="list-style-type: none"> 処分案 理由 	処分がされる日に係る特定日以後5年	廃棄
(4)補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項の補助金等をいう。以下同じ。）の交付に関する重要な経緯	①交付の要件に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> 交付規則・交付要綱・実施要領 審査要領・選考基準 	交付に係る事業が終了する日に係る特定日以後5年	以下について移管 ・補助金等の交付の要件に関する文書	
	②交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書	<ul style="list-style-type: none"> 審査案 理由 			
	③補助事業等実績報告書	<ul style="list-style-type: none"> 実績報告書 			

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置
	<p>(5)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯</p> <p>(6)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯</p>	<p>①不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書</p> <p>②審議会等文書</p> <p>③裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書</p> <p>④裁決書又は決定書</p> <p>①訴訟の提起に関する文書</p> <p>②訴訟における主張又は立証に関する文書</p> <p>③判決書又は和解調書</p>	<p>・不服申立書</p> <p>・録取書</p> <p>・諮問</p> <p>・議事の記録</p> <p>・配付資料</p> <p>・答申、建議、意見</p> <p>・弁明書</p> <p>・反論書</p> <p>・意見書</p> <p>・裁決・決定書</p> <p>・訴状</p> <p>・期日呼出状</p> <p>・答弁書</p> <p>・準備書面</p> <p>・各種申立書</p> <p>・口頭弁論・証人等調書</p> <p>・書証</p> <p>・判決書</p> <p>・和解調書</p>	<p>裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年</p> <p>10年</p>	<p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの ・審議会等の裁決等について年度ごとに取りまとめたもの <p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
12	法人の権利義務の得喪及びその経緯	<p>(1)行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯</p> <p>①立案の検討に関する審議会等文書</p> <p>②立案の検討に関する調査研究文書</p> <p>③意見公募手続文書</p> <p>④行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準及び同号ニの行政指導指針を定めるための決裁文書</p> <p>⑤行政手続法第6条の標準的な期間を定めるための決裁文書</p>	<p>・開催経緯</p> <p>・諮問</p> <p>・議事の記録</p> <p>・配付資料</p> <p>・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言</p> <p>・外国・自治体・民間企業の状況調査</p> <p>・関係団体・関係者のヒアリング</p> <p>・審査基準案・処分基準案・行政指導指針案</p> <p>・意見公募要領</p> <p>・提出意見</p> <p>・提出意見を考慮した結果及びその理由</p> <p>・審査基準案・処分基準案・行政指導指針案</p> <p>・標準処理期間案</p>	10年	移管

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置
	(2)許認可等に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書	<ul style="list-style-type: none"> ・審査案 ・理由 	10年（国立公文書館への移管の措置をとるべきことを定めたものに限る。）又は許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	以下について移管 <ul style="list-style-type: none"> ・運輸、郵便、電気通信事業その他の特に重要な公益事業に関するもの ・公益法人等の設立・廃止等、指導・監督等に関するもの
	(3)不利益処分に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	<ul style="list-style-type: none"> ・処分案 ・理由 	処分がされる日に係る特定日以後5年	廃棄
	(4)補助金等の交付（地方公共団体に対する交付を含む。）に関する重要な経緯	①交付の要件に関する文書 ②交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書 ③補助事業等実績報告書 ④補助金の申請状況等が記載された文書	<ul style="list-style-type: none"> ・交付規則・交付要綱・実施要領 ・審査要領・選考基準 ・審査案 ・理由 ・実績報告書 ・補助金交付申請書 	交付に係る事業が終了する日に係る特定日以後5年 3年	以下について移管 <ul style="list-style-type: none"> ・補助金等の交付の要件に関する文書 廃棄
	(5)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書 ②審議会等文書 ③裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書 ④裁決書又は決定書	<ul style="list-style-type: none"> ・不服申立書 ・録取書 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・答申、建議、意見 ・弁明書 ・反論書 ・意見書 ・裁決・決定書 	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	以下について移管 <ul style="list-style-type: none"> ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの ・審議会等の裁決等について年度ごとに取りまとめたもの
	(6)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書 ②訴訟における主張又は立証に関する文書 ③判決書又は和解調書	<ul style="list-style-type: none"> ・訴状 ・期日呼出状 ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証 ・判決書 ・和解調書 	訴訟が終了する日に係る特定日以後10年	以下について移管 <ul style="list-style-type: none"> ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置	
職員の人事に関する事項						
13	職員の人事に関する事項	(1)人事評価 実施規程の制定又は変更及びその経緯	①立案の検討に関する調査研究文書 ②制定又は変更のための決裁文書 ③制定又は変更についての協議案、回答書その他の内閣総理大臣との協議に関する文書 ④軽微な変更についての内閣総理大臣に対する報告に関する文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・規程案 ・協議案 ・回答書 ・報告書	10年	廃棄 ※管理規則別表第1の備考二に掲げるものも同様とする。 (ただし、閣議等に関わるものについては移管)
		(2)職員の研修の実施に関する計画の立案の検討その他の職員の研修に関する重要な経緯	①計画の立案に関する調査研究文書 ②計画を制定又は改廃するための決裁文書 ③職員の研修の実施状況が記録された文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・計画案 ・実績	3年	
		(3)職員の兼業の許可に関する重要な経緯	職員の兼業の許可の申請書及び当該申請に対する許可に関する文書	・申請書 ・承認書	3年	
		(4)退職手当の支給に関する重要な経緯	退職手当の支給に関する決定の内容が記録された文書及び当該決定に至る過程が記録された文書	・調書	支給制限その他の支給に 関する処分を行 うことができる 期間又は5 年のいずれか 長い期間	
その他の事項						
14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)告示の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	①立案の検討に関する審議会等文書 ②立案の検討に関する調査研究文書 ③意見公募手続文書 ④制定又は改廃のための決裁文書	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・告示案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由 ・告示案	10年	廃棄

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置
	(2)訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。）	⑤官報公示に関する文書 ①立案の検討に関する調査研究文書 ②制定又は改廃のための決裁文書	<ul style="list-style-type: none"> ・官報の写し ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・訓令案・通達案 ・行政文書管理規則案 ・公印規程案 	10年	以下について移管 ・行政文書管理規則その他の重要な訓令及び通達の制定又は改廃のための決裁文書
15 予算及び決算に関する事項	(1)歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する重要な経緯（5の項(1)及び(4)に掲げるものを除く。）	①歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書 ②財政法（昭和22年法律第34号）第20条第2項の予定経費要求書等並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書 ③①及び②に掲げるもののほか、予算の成立に至る過程が記録された文書 ④歳入歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為の配賦に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> ・概算要求の方針 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・省内調整 ・概算要求書 ・予定経費要求書 ・継続費要求書 ・繰越明許費要求書 ・国庫債務負担行為要求書 ・予算決算及び会計令第12条の規定に基づく予定経費要求書等の各目明細書 ・行政事業レビュー ・執行状況調査 ・予算の配賦通知 	10年	以下について移管 ・財政法第17条第2項の規定による歳入歳出等見積書類の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した歳入歳出等見積書類を含む。） ・財政法第20条第2項の予定経費要求書等の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した予定経費要求書等を含む。） ・上記のほか、行政機関における予算に関する重要な経緯が記録された文書

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置
	(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯（5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。）	<p>①歳入及び歳出の決算報告書並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書</p> <p>②会計検査院に提出又は送付した計算書及び証拠書類</p> <p>③会計検査院の検査を受けた結果に関する文書</p> <p>④①から③までに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書</p> <p>⑤国会における決算の審査に関する文書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・歳入及び歳出の決算報告書 ・国の債務に関する計算書 ・継続費決算報告書 ・歳入徴収額計算書 ・支出計算書 ・歳入簿・歳出簿・支払計画差引簿 ・徴収簿 ・支出決定簿 ・支出簿 ・支出負担行為差引簿 ・支出負担行為認証官の帳簿 ・計算書 ・証拠書類（※会計検査院保有のものを除く。） ・意見又は処置要求（※会計検査院保有のものを除く。） ・調書 <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警告決議に対する措置 ・指摘事項に対する措置 	5年	<p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政法第37条第1項の規定による歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書を含む。） ・ 財政法第37条第3項の規定による継続費決算報告書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した継続費決算報告書を含む。） ・ 財政法第35条第2項の規定による予備費に係る調書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した予備費に係る調書を含む。） ・ 上記のほか、行政機関における決算に関する重要な経緯が記録された文書

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置
16 機構及び定員に関する事項	機構及び定員の要求に関する重要な経緯	機構及び定員の要求に関する文書並びにその基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書	<ul style="list-style-type: none"> ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・省内調整 ・機構要求書 ・定員要求書 ・定員合理化計画 	10年	移管
17 独立行政法人等に関する事項	(1)独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）その他の法律の規定による中期目標（独立行政法人通則法第2条第3項に規定する国立研究開発法人にあっては中長期目標、同条第4項に規定する行政執行法人にあっては年度目標。以下この項において同じ。）の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯	<ul style="list-style-type: none"> ①立案の検討に関する調査研究文書 ②制定又は変更のための決裁文書 ③中期計画（独立行政法人通則法第2条第3項に規定する国立研究開発法人にあっては中長期計画、同条第4項に規定する行政執行法人にあっては事業計画）、事業報告書その他の中期目標の達成に関し法律の規定に基づき独立行政法人等により提出され、又は公表された文書 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・中期目標案 ・中期計画 ・年度計画 ・事業報告書 	10年	移管
	(2)独立行政法人通則法その他の法律の規定による報告及び検査その他の指導監督に関する重要な経緯	<ul style="list-style-type: none"> ①指導監督をするための決裁文書その他指導監督に至る過程が記録された文書 ②違法行為等の是正のため必要な措置その他の指導監督の結果の内容が記録された文書 	<ul style="list-style-type: none"> ・報告 ・検査 ・是正措置の要求 ・是正措置 	5年	
18 政策評価に関する事項	行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）第6条の基本計画の立案の検討、政策評価法第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	<ul style="list-style-type: none"> ①政策評価法第6条の基本計画又は政策評価法第7条第1項の実施計画の制定又は変更に係る審議会等文書 ②基本計画又は実施計画の制定又は変更に至る過程が記録された文書 ③基本計画の制定又は変更のための決裁文書及び当該制定又は変更の通知に関する文書 ④実施計画の制定又は変更のための決裁文書及び当該制定又は変更の通知に関する文書 	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・基本計画案 ・通知 ・事後評価の実施計画案 ・通知 	10年	移管

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置
			⑤評価書及びその要旨の作成のための決裁文書並びにこれらの通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書（19の項に掲げるものを除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・評価書 ・評価書要旨 		
			⑥政策評価の結果の政策への反映状況の作成に係る決裁文書及び当該反映状況の通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書	<ul style="list-style-type: none"> ・政策への反映状況案 ・通知 		
19	公共事業の実施に関する事項	直轄事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯	①立案基礎文書	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 	事業終了の日に係る特定日以後5年又は事後評価終了の日に係る特定日以後10年のいずれか長い期間	以下について移管 ・総事業費が特に大規模な事業（例：100億円以上）については、事業計画の立案に関する検討、環境影響評価、事業完了報告、評価書その他の重要なもの ・総事業費が大規模な事業（例：10億円以上）については、事業計画の立案に関する検討、事業完了報告、評価書その他の特に重要なもの ・工事誌
		②立案の検討に関する審議会等文書	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 			
		③立案の検討に関する調査研究文書	<ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・環境影響評価準備書 ・環境影響評価書 			
		④政策評価法による事前評価に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> ・事業評価書 ・評価書要旨 			
		⑤公共事業の事業計画及び実施に関する事項についての関係行政機関、地方公共団体その他の関係者との協議又は調整に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> ・協議・調整経緯 			
		⑥事業を実施するための決裁文書	<ul style="list-style-type: none"> ・実施案 			
		⑦事業の経費積算が記録された文書その他の入札及び契約に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> ・経費積算 ・仕様書 ・業者選定基準 ・入札結果 			
		⑧工事誌、事業完了報告書その他の事業の施工に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> ・工事誌 ・事業完了報告書 ・工程表 ・工事成績評価書 			
		⑨政策評価法による事後評価に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> ・事業評価書 ・評価書要旨 			

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置	
20	栄典又は表彰に関する事項	栄典又は表彰の授与又ははく奪の重要な経緯（5の項(4)に掲げるものを除く。）	栄典又は表彰の授与又ははく奪のための の決裁文書及び伝達の文書	<ul style="list-style-type: none"> ・選考基準 ・選考案 ・伝達 ・受章者名簿 	10年	以下について移管 <ul style="list-style-type: none"> ・栄典制度の創設・改廃に関するもの ・叙位・叙勲・褒章の選考・決定に関するもの ・国民栄誉賞等特に重要な大臣表彰に係るもの ・国外の著名な表彰の授与に関するもの
21	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1)国会審議（1の項から20の項までに掲げるものを除く。）	国会審議文書	<ul style="list-style-type: none"> ・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録 	10年	以下について移管 <ul style="list-style-type: none"> ・大臣の演説に関するもの ・会期ごとに作成される想定問答
		(2)審議会等（1の項から20の項までに掲げるものを除く。）	審議会等文書	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 	10年	以下について移管 <ul style="list-style-type: none"> ・審議会その他の合議制の機関に関するもの（部会、小委員会等を含む。）
22	文書の管理等に関する事項	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	<ul style="list-style-type: none"> ・行政文書ファイル管理簿 	常用（無期限）	以下について移管 <ul style="list-style-type: none"> ・移管・廃棄簿
			②取得した文書の管理を行うための帳簿	<ul style="list-style-type: none"> ・受付簿 	5年	
			③決裁文書の管理を行うための帳簿	<ul style="list-style-type: none"> ・決裁簿 	30年	
			④行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿（⑤に掲げるものを除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・移管・廃棄簿 	20年	
			⑤第21条第4項に規定する行政文書ファイル等の廃棄の記録	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄の記録 	5年	

事項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置
23	国有財産に関する事項	国有財産の管理（取得、維持、保存及び運用をいう。）及び処分に関する重要な経緯	①国有財産台帳及び付属図面		常用	移管（取得決議及び処分決議のうち重要なものに限る。）
			②国有財産（不動産に限る。）の取得及び処分に関する決裁文書	・取得決議書 ・処分決議書	20年（保存期間満了時の措置を廃棄の措置と定めた文書（取得決議及び処分決議のうち特に重要なものを除くもの）については30年）	
			③国有財産の貸付けその他の運用に関する文書で運用期間を超えて保有することが必要な文書	・貸付決議書 ・使用許可に関する決議書	運用終了の日に係る特定日以後10年	
			④国有財産の管理及び処分（②及び③に掲げるものを除く。）に関する決裁文書又は管理及び処分に関する重要な実績が記録された文書	・価格改定評価調書	10年	
24	国際会議、国際協力・国際交流に関する事項	(1)国際会議に関する重要な経緯	①国際機関に関する会議又は国土交通大臣等が出席した会議等のうち重要な国際的意思決定が行われたものに関する準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書のうち重要なもの	・発言要領 ・議事の記録 ・合意文書	30年	移管
			②重要な国際会議等（①に掲げるものを除く。）に関する準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書のうち重要なもの	・発言要領 ・議事の記録 ・合意文書	10年	
		(2)国際協力・国際交流に関する重要な経緯	政府開発援助の基本的な方針、計画、実施及び評価に関する文書のうち重要なもの	・専門家派遣実施方針 ・実施状況報告	10年	
25	統計調査に関する事項	統計調査に関する重要な経緯	①基幹統計調査の承認申請に関する文書	・承認申請書	20年	移管
			②基幹統計調査の要領等の制定又は改廃に関する文書	・要領	10年	
			③一般統計調査の承認申請に関する文書	・承認申請書		

事項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置
			④一般統計調査の要領等の制定又は改廃に関する文書 ⑤調査票（記録媒体を問わず実査段階において作成・収集されたもの）	・要領 ・調査票	調査規則で定めている期間又は調査計画に定める期間	
			⑥統計の集計結果に関する文書 ⑦統計の二次利用のための調査票情報文書 ⑧統計の集計結果の正確性の検証のための文書	・調査報告書 ・調査票情報 ・集計結果の作成に活用した統計及び行政記録	20年 永年	
26	契約に関する事項	契約に関する重要な経緯（1の項から25の項までに掲げるものを除く。）	契約に係る決裁文書及びその他契約に至る過程が記録された文書	・仕様書案 ・協議・調整経緯	契約が終了する日に係る特定日以後5年	
航行安全課の所掌に係る事務						
27	船舶交通の障害の除去に関すること。	船舶交通に対する障害の除去の実施に関すること	障害の除去に関する文書	漂流物対応事案に関する文書	5年	廃棄
28	海上保安庁以外の者で船舶交通に対する障害の除去又は海域にある爆発物件等の引揚げ若しくは解撤を行うものの監督に関すること。	海上保安庁以外の者で船舶交通に対する障害の除去を行うものの監督に関すること	障害の除去の監督に関する文書	漂流物対応事案に関する文書	5年	廃棄
		海上保安庁以外の者で海域にある爆発物件等の引揚げ又は解撤を行うものの監督に関すること。	爆発物に関する文書	爆発物対応に関する文書		

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置
29 航法及び船舶交通に関する信号に関すること	海上交通及び港則に関する制度に関する調査、企画及び立案に関すること（警備救難部の所掌に属するものを除く。）。	イ 条約案その他の国際約束の案の検討及び解釈又は運用の基準の設定のための文書 ロ 立案の検討に関する文書	・国際海事機関、その他国際会議等における海上交通の安全に関する事項への対応 ・規制改革（緩和）への対応	20年	移管
	海上交通及び港則に関する制度の普及に関すること。	イ 一般船舶、旅客船の安全対策に関する文書 ロ 外国船舶の安全対策に関する文書 ハ 公益法人に関する文書 ニ 霧海難防止対策に関する文書	・安全対策に関する指導文書 ・安全対策業務実施に関する通達 ・助成金申請書 ・霧海難防止対策実施要領 ・外国公船寄港に関する協議書（写）	5年	廃棄
	海上衝突予防法、港則法及び海上交通安全法の運用に関すること（警備救難部並びに航行指導室及び交通管理室の所掌に属するものを除く。）。	法令照会に関する文書（所管法令の改廃に関するものを除く）	・法令照会、協議	10年	移管
	海上衝突予防法並びに航法及び船舶交通に関する信号に関する制度の運用の実施に関すること（交通管理室、海務第二係及び港務係の所掌に属するもの並びに14の項に掲げるものを除く。）。	イ 海上衝突予防法の運用に関する文書 ロ 分離通航方式に関する告示 ハ 特殊構造船の認定・指示に関する文書 ニ 国際海上衝突予防規則の違反通報に関する措置 ホ 国際信号書に関する文書 ヘ 船舶強制通報制度に関する文書	・海上衝突予防法の運用に係る告示、通達 ・分離通航方式に関する告示 ・特殊構造船認定指示書 ・安全対策に関する指導文書 ・調査研究報告書	10年	廃棄
		一般海域における海難対応	・海難概要 ・対応状況（措置命令含む）	5年	廃棄

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置
30 港則に関すること（警備救難部の所掌に属するものを除く。）。	港則法の運用の実施に関すること（警備救難部及び交通管理室の所掌に属するもの並びに14の項に掲げるものを除く。）。	イ 港則法に基づく許認可制度に関する指導 ロ 港則法関係告示 ハ 港則法危険物の選定に係る文書 ニ 危険物積載船に対する安全対策 ホ 港湾計画に関する事務 ヘ 港内の交通体系に関する検討 ト 台風・津波等対策に関する文書 チ 米原子力艦寄港に伴う放射能調査に関する文書 リ 米国艦船等の入港に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> 港則法運用に係る告示 各種委員会開催に係る経緯、報告等 調査研究報告書 安全対策に関する指導文書 	10年	廃棄
		港則法に基づく手続きの簡素化等に関する検討書	<ul style="list-style-type: none"> 利用契約に係る協定書（NACCS） 	3年	廃棄
		港内における海難対応	<ul style="list-style-type: none"> 海難概要 対応状況（措置命令含む） 	5年	廃棄
	港則法に基づく業務に関する統計に関すること（警備救難部及び交通管理室の所掌に属するものを除く。）。	港務統計に関する文書	港務統計資料	5年	廃棄
	管制信号所等の運用に必要な施設及び機能に関する企画及び立案に関すること。	イ 管制信号所等の体制に関する資料 ロ 準ふくそう、一般海域のAIS業務の強化に関する検討文書 ハ 港内交通管制官とAIS運用官の統合に関する検討資料 ニ 運用管制官等の育成強化に関する文書 ホ 海上交通センター運用管制官の研修・資格認定に関する文書 ト 運用管制官の原簿管理及び表彰制度に関する文書 チ AIS運用官の認定の検討に関する文書 リ 運用管制官の監査制度の検討に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> 管制信号所の運用に係る告示 運用管制業務実施要領 資格認定審査 研修実施報告 	3年	廃棄
	管制信号所等の機能に関する調査に関すること。	管制信号所等の機能に関する調査に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> 調査報告書 評価書 		

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置
	船舶通航信号所の運用により収集された船舶交通に関する情報に基づいて行う港則法第14条の2の規定による指示、同法第39条第3項（同法第45条において準用する場合を含む。）の規定による制限等及び同法第39条第4項（同法第45条において準用する場合を含む。）の規定による勧告に関すること（企画係の所掌に属するものを除く。）。	イ 東京湾海上交通センター（京浜港横浜航路）及び関門海峡海上交通センター並びに仙台塩釜港船舶通航信号所が行う航路外待機の指示に関する監督・指導 ロ 船舶通航信号所の運用により収集された船舶交通に関する情報に基づいて行う異常気象時等における航行制限・避難勧告に関する監督・指導	<ul style="list-style-type: none"> 海上交通センター運用管制業務に関する文書 船舶通航信号所業務実施要領 	5年	廃棄
31	船舶交通がふくそ うする海域におけ る船舶交通の安全 の確保に関するこ と。	<p>海上交通安全法の運用の実施に関すること。（14の項に掲げるものを除く）</p> <p>船舶交通の安全に係る施策の検討及び方針に関する文書</p> <p>工事作業の許可に係る協議に関する文書</p> <p>航行制限に関する文書</p> <p>海難対応</p> <p>海上交通安全法に基づく業務に関する統計に関すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 検討経緯 調査報告書 研究報告書 実態調査 意見聴取（陳情） 事業計画書 海上交通安全法に係る告示 審査経緯 協議書 回答書 航行制限命令 検討経緯 海難概要 対応状況（措置命令含む） 緊急用務船の一覧 	<p>10年</p> <p>許可の効力が消滅する日に係る特定日以後5年</p> <p>5年</p> <p>3年</p>	<p>廃棄</p> <p>廃棄</p> <p>廃棄</p> <p>廃棄</p>

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置
			工事作業許可件数	工事作業許可件数の一覧		
32	管制信号所等の整備計画に関すること。	管制信号所等の整備に関する基本計画及び実施計画に関すること。	管制信号所等の整備に関する基本計画及び実施計画に関する文書	・基本方針 ・基本計画	10年	廃棄
33	船舶通航信号所の整備計画に関すること。	船舶通航信号所の整備に関する企画及び立案に関すること。	船舶通航信号所の整備に関する企画及び立案に関する文書	・基本方針 ・基本計画	10年	廃棄
		船舶通航信号所の整備に関する基本計画及び実施計画に関すること。	船舶通航信号所の整備に関する基本計画及び実施計画に関する文書	・基本方針 ・基本計画		
		船舶通航信号所に必要な資材及び物品の規格及び定数に関すること。	船舶通航信号所に必要な資材及び物品の規格及び定数に関する文書	予備品、保守用品、研修用品等の調達・転用		
		船舶通航信号所及びその付属施設の機能に関する調査に関すること。	船舶通航信号所及びその付属施設の機能に関する調査に関する文書	・調査報告書 ・評価書	3年	廃棄
34	船舶通航信号所の運用に関すること。	船舶通航信号所の運用に必要な施設及び機能に関する企画及び立案に関すること。	イ 海上交通センター等の体制の資料 ロ 準ふくそう、一般海域のAIS業務の強化に関する文書 ハ 港内交通管制官とAIS運用官の統合に関する文書 ニ 運用管制官等の育成強化に関する文書 ホ 海上交通センター運用管制官の研修・資格認定に関する文書 ヘ 運用管制官の原簿管理及び表彰制度に関する文書 ト AIS運用官の認定の検討に関する文書 エ 運用管制官の監査制度の検討に関する文書	・運用管制業務実施要領 ・資格認定審査 ・研修実施報告	3年	廃棄

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置
	船舶通航信号所の運用により収集された船舶交通に関する情報に基づいて行う航法に関する指導に関すること。	イ 航路標識法に基づき、海上交通センター運用官制官が行う情報提供・航法指導に関する指導・監督に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> ・海上交通センター運用管制業務実施要領 ・船舶通航信号所業務実施要領 ・AIS運用業務実施要領 	5年	廃棄
船舶通航信号所の運用に必要な実施細目の立案に関すること。	ロ AIS運用官等が行う情報提供・航法指導に関する指導・監督に関する文書 船舶通航信号所等業務実施要領等に係る指導及び監督に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶通航信号所業務運用実施要領 ・海上交通センター運用管制業務実施要領 ・AIS業務概要等 ・IALA対応（理事会、VTS委員会）に係る文書 			
船舶通航信号所で行う業務に関する指導及び監督に関すること。	船舶通航信号所等業務実施要領等に係る指導及び監督に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶通航信号所の事故対応概要 ・特異事例に関する調査・分析・指導文書 ・海上交通センターに対する褒章等 			
船舶通航信号所に関する公示に関すること。	航路標識等にかかる現状変更等に関する文書	船舶通航信号所の運用開始、現状変更、事故等に係る公示			
船舶通航信号所の業務の開始、休止及び廃止に関すること。	航路標識等にかかる現状変更等に関する文書	船舶通航信号所の運用開始、現状変更、事故等に係る公示			
船舶通航信号所の性質に関すること。	船舶通航信号所に関する告示に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶通航信号所告示 ・海上交通センターが運用する船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示 	10年	廃棄	

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置
35	船舶交通の安全のために必要な事項の通報（レーダー、通信施設その他の施設及びこれらの附属設備により船舶交通に関する情報の収集及び提供を行う電波標識（以下「船舶通航信号所」という。）により行うものに限る。）に関する事	<p>港則法第38条第1項（同法第45条において準用する場合を含む。）の規定による信号、同法第38条第2項（同法第45条において準用する場合を含む。）の規定による通報、同法第41条第1項の規定による情報の提供、同法第42条第1項の規定による勧告及び同条第2項の規定による報告に関する事（企画係の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>海上交通安全法第10条の2、第20条第3項及び第23条の規定による指示、同法第20条第4項及び第22条の規定による通報、同法第30条第1項の規定による情報の提供、同法第31条第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による報告に関する事（企画係の所掌に属するものを除く。）。</p>	<p>イ 港内信号所の運用に関する文書 ロ 港内交通管制官の指導・監督に関する文書 ハ 名古屋港、備讃瀬戸及び関門海峡海上交通センターにおける事前通報の受理に関する監督・指導に関する文書 ニ 名古屋港及び関門海峡海上交通センターが次の事務に関する監督・指導・航法の遵守・危険防止のための情報の提供 ・航法の遵守・危険防止のため、進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことの勧告 ・勧告に対して講じた措置に係る報告の要求</p> <p>東京湾、伊勢湾、大阪湾、備讃瀬戸及び来島海峡海上交通センターが行う次の業務に関する監督・指導に関する文書 イ 航路外待機の指示 ロ 来島海峡航路における異なる航法の指示 ハ 巨大船等に対する指示 ニ 来島海峡航路における入域通報 ホ 航路通報 ヘ 航法の遵守・危険防止のための情報提供 ト 航法の遵守・危険防止のため、進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことの勧告 チ 勧告に対して講じた措置に係る報告の要求</p>	<p>・海上交通センター運用管制業務に関する文書 ・船舶通航信号所業務実施要領</p> <p>・海上交通センター運用管制業務に関する文書 ・船舶通航信号所業務実施要領 ・実施要領に基づく各種報告書 ・各海上交通センターの業務実施状況</p>	5年	廃棄

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置
36	<p>武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成十六年法律第百十四号）第十四条第一項の規定による船舶の航行制限に関すること。</p>	<p>海上交通及び港則に関する制度に関する調査、企画及び立案に関すること（警備救難部の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>安全課の所掌に係る事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>	<p>解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 逐条解説 ・ ガイドライン ・ 訓令、通達又は告示 ・ 運用の手引き 	20年	移管
37	所掌事務に関する事項共通	全業務共通	<ol style="list-style-type: none"> ① 別途、正本・原本が管理されている業務文書の写し ② 定型的・日常的な業務連絡、日程表等 ③ 出版物や公表物を編集した文書 ④ 海上保安庁の所掌事務に関する事実関係の問合せへの対応 ⑤ 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書 ⑥ 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しない 	1年未満	廃棄